# 《 資料 》

1　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会設置要領

2　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会委員名簿

3　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定の経過

4　用語の説明

5　主な基礎データ

6　法令関係

## 資料１　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会設置要領

（設置）
第１条　あきる野市の教育振興基本計画として、あきる野市教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するに当たり必要となる事項を検討するため、あきる野市教育基本計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。
（１）教育基本計画の体系に関すること。
（２）教育基本計画の施策及び事業に関すること。
（３）前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（組織）
第３条　策定検討委員会は、委員１０人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。
（１）教育委員
（２）社会教育委員
（３）あきる野市立小中学校ＰＴＡ連合会の代表者
（４）あきる野市公立小中学校校長会の代表者
（５）市職員
（委嘱等）
第４条　委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。
（委員長等）
第５条　策定検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　策定検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員長は、必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。
（検討部会）
第７条　第２条の所掌事項について、必要な調査、研究及び検討を行うため、策定検討委員会の下に検討部会を置く。
２　検討部会の部会員は、教育委員会事務局課長級職員で組織する。
３　検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定め、副部会長は、部会長が指名する。
４　部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に、部会員以外の者の出席を求めることができる。
５　検討部会は、調査、検討の経過及び結果を策定検討委員会に報告する。
（報告）
第８条　策定検討委員会は、教育委員会に対し必要に応じて検討経過を報告するとともに、検討結果を報告する。
（庶務）
第９条　策定検討委員会及び検討部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附　則

この要領は、平成２５年５月１日から施行し、第８条に規定する検討結果報告のあった日の翌日をもって廃止する。

## 資料２　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会委員名簿

| No. | 氏　名 | 所属等 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 宮林　　徹 | 教育長 | 委員長 |
| 2 | 高橋　志夫 | あきる野市公立小中学校校長会会長 | 副委員長 |
| 3 | 遠藤　隆一 | あきる野市社会教育委員 | |
| 4 | 松村　達也 | あきる野市立小中学校ＰＴＡ連合会会長 | |
| 5 | 鈴木　惠子 | 教育部長 | |
| 6 | 新村　紀昭 | 指導担当部長 | |
| 7 | 山田　雄三 | 生涯学習担当部長 | |
| 8 | 森田　　勝 | 子育て担当部長 | |

## 資料３　　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定の経過

### １　あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会

| 開催日 | 実施内容 |
|---|---|
| 平成２５年<br>７月２５日 | 第１回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会<br>・会　場　庁舎５階　５０２会議室<br>・内　容　①委嘱書及び任命書の交付<br>②委員長及び副委員長の選出<br>・議　題　①あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定について<br>②計画策定に当たっての日程等について |
| 平成２５年<br>９月２７日 | 第２回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会<br>・会　場　庁舎５階　５０４会議室<br>・議　題　①施策の体系について<br>②検討中資料の内容等について |
| 平成２５年<br>１１月２０日 | 第３回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会<br>・会　場　庁舎５階　５０４会議室<br>・議　題　①基本施策の体系及び重点施策について<br>②教育基本計画第３章第１項重点施策までの内容について<br>③教育基本計画策定に向けた今後のスケジュールについて |
| 平成２５年<br>１２月１３日 | 第４回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会<br>・会　場　庁舎５階　５０５会議室<br>・議　題　教育基本計画（素案）について |
| 平成２６年<br>１月１７日 | 第５回あきる野市教育基本計画（第２次計画）策定検討委員会<br>・会　場　庁舎３階　３０１会議室<br>・議　題　①教育基本計画（第２次計画）（案）について<br>②パブリックコメントの実施について |

### ２　パブリックコメント

意見募集期間　平成２６年２月１日（土）から３月３日（月）まで

## 資料４　　用語の説明

【あ行】

**アーティスト イン レジデンス事業**

国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組

【か行】

**学校支援地域本部（事業）**

地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、ＰＴＡなどの関係者を中心として組織されるもので、「学校支援地域本部」の下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う事業

**学校評価システム**

学校が課題把握に加え、計画－実行－評価－改善のステップからなるマネジメントサイクルに従って、学校評価を計画的に実施し、評価結果の説明を通して学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育の一層の充実、改善を行うための学校の組織体制

**キャリア教育**

児童・生徒に望ましい勤労観や職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育　　（望ましい勤労観・職業観の育成　東京都教育委員会）

**グローバル化**

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

**交通安全推進員**

小学校の通学路上に立ち、児童の通学における安全確保に当たる者

**心のノート**

児童・生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして文部科学省が作成したノート。このノートは道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、児童生徒が自ら書き込んだり、過程で話題にしたりするなど、生活の様々な場面で活用することができる。　　（文部科学省ホームページ）

**子ども・子育て支援新制度**

全ての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度

【さ行】

**指定管理者**

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体

**就学支援シート・進学支援シート**

就学支援シートは、児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。

進学支援シートは、小学校での支援情報等を中学校に引き継ぐために作成するもの。

**生涯学習人材バンク**

生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度

**巡回相談**

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員が、小中学校を始め、幼稚園や保育園等を要請に基づき巡回し、行動観察や聞き取りを行い、教員や保育士等に、支援が必要な幼児、児童及び生徒に対する指導方法や関わり方などについて指導・助言を行う。

**食育リーダー**

食育推進の中核を担う者として各学校に置かれる者で、食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。

**人権尊重教育推進校**

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、東京都の委託事業として、指定校において人権尊重に関する研究実践を実施する学校

**スクールカウンセラー**

学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家

スクールガードリーダー

警察官のＯＢで、警察経験を生かして、学校の防犯体制や学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う、教育委員会が委嘱した者

セーフティ教室

学校の授業や行事の中で、子ども自身に危険を避ける能力を身に付けさせることや非行を防止するため、警察署などの協力を得て実施する教室

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

総合的な学習の時間

従来の教科の枠を越えて、児童・生徒が自ら課題を見つけて取り組み、学び、調べ、考えることで、主体的な思考力、より良い問題解決能力を身に付けることを目指し、各学校が創意工夫して教える内容を決めて行う授業

【た行】

知の循環型社会

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する形態

適応指導教室

様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、学習指導などを行いながら、学校に戻るための手助けをするために設置された機関

本市では「せせらぎ教室」と称している。

ティームティーチング

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態

デジタルアーカイブ

従来、紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。

**東京教師道場**

教員を対象に２年間継続的に指導・助言を行い、教科等の専門性を一層高めるとともに、指導的役割を担うことができる資質・能力を磨くための機関

**道徳授業地区公開講座**

学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの

**特別支援教育**

障がいのある児童、生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育

**特別支援教育コーディネーター**

特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

**図書館インターンシップ事業**

中学生の職場体験、高校生・大学生の夏休みボランティア、司書課程受講者の図書館実習を実施する事業

【は行】

**非構造部材の耐震化**

震災時には、構造設計・構造計算の主な対象となる構造体（コンクリート造、鉄骨造等の躯体（くたい））に限らず、天井材等の落下による被害の恐れがある。そのため、この構造体ではない天井材、外装材、内装材、照明器具、書棚、窓ガラスやテレビ、ピアノ等についても落下防止や転倒防止を図る必要があり、これらの部材を構造体と区分して、「非構造部材」といい、この非構造部材の落下防止や転倒防止を図ることを非構造部材の耐震化という。

**副籍交流**

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域にある小中学校に副次的に籍を持ち、直接的・間接的な交流を通して、地域とのつながりの維持・継続を図る制度

**ブックスタート事業**

３～４か月健康診査時に絵本の配布と絵本の活用の大切さを説明する事業

**放課後子ども教室**

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業

**放課後子どもプラン**

地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。

具体的には、放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、体育館や校庭など学校の施設を活用して、地域の方々に協力いただきながら、学習、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動などを実施する事業

【や行】

**ユニバーサルデザイン**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計

【Ａ】

**ＡＥＴ**

Assistant English Teacher の略で、日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと。

【Ｄ】

**ＤＡＩＳＹ**

Digital Accessible Information SYstem の略で、視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のために製作される、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格

【Ｉ】

**ＩＣタグ**

データの読み取りや書換えが可能なＩＣ（情報集積回路）を埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ（荷札）

**ＩＣＴ**

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

【Ｏ】

**ＯＪＴ**

On the Job Training の略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組のことをいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。　（「OJT ガイドライン」東京都教育委員会）

【Ｐ】

ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）、 Do（実行）、 Check（評価）、 Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を図っていくこと。

ＰＦＩ事業

Private Finance Initiative の略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業のこと。

【Ｙ】

ＹＡコーナー（ヤングアダルトコーナー）

主に１０代の中学生・高校生の利用者を対象とした図書等、コーナーの呼称

## 資料５　　主な基礎データ

### （１）人口推計

| | 実数値 | | | | 想定値 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成２２年（2010年） | | 平成２５年（2013年） | | 平成３２年（2020年） | |
| | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| １５歳未満 | 11,606 | 14.2 | 11,241 | 13.7 | 10,044 | 12.4 |
| １５歳から６４歳 | 51,201 | 62.5 | 49,470 | 60.4 | 46,818 | 57.8 |
| ６５歳以上 | 19,045 | 23.3 | 21,163 | 25.9 | 24,138 | 29.8 |
| 計 | 81,852 | 100 | 81,874 | 100 | 81,000 | 100 |

この人口推計について
実数値は、あきる野市教育基本計画（平成２３年度から平成２５年度まで）の策定作業に入った平成２２年及び本計画（第２次計画）（平成２６年度から平成３２年度まで）の策定作業に入った平成２５年について、１０月１日を基準日として示しています。
想定値については、市の後期基本計画に示される想定値を準用しています。
なお、構成比については小数点第１位で、合計が１００％になるよう調整しています。

## （２）　児童・生徒数の推移及び今後の推計

### ①　小学校

単位：人

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東秋留小 | 528 | 510 | 501 | 487 | 474 | 479 | 479 | 446 | 444 |
| 多西小 | 571 | 574 | 574 | 572 | 565 | 584 | 570 | 573 | 572 |
| 西秋留小 | 383 | 388 | 385 | 421 | 423 | 416 | 419 | 412 | 390 |
| 屋城小 | 273 | 280 | 277 | 275 | 286 | 294 | 302 | 320 | 327 |
| 南秋留小 | 663 | 624 | 591 | 565 | 531 | 533 | 513 | 504 | 490 |
| 草花小 | 637 | 643 | 674 | 668 | 689 | 714 | 705 | 701 | 683 |
| 一の谷小 | 186 | 184 | 180 | 181 | 178 | 169 | 176 | 184 | 200 |
| 前田小 | 334 | 310 | 316 | 321 | 321 | 289 | 293 | 294 | 284 |
| 増戸小 | 556 | 535 | 527 | 527 | 529 | 525 | 502 | 510 | 516 |
| 五日市小 | 550 | 561 | 544 | 551 | 528 | 497 | 492 | 440 | 440 |
| 戸倉小 | 34 | 27 | 20 | 平成25年4月1日から五日市小学校に統合 | | | | | |
| 小宮小 | 17 | 17 | 平成24年4月1日から五日市小学校に統合 | | | | | | |
| 合計 | 4,732 | 4,653 | 4,589 | 4,568 | 4,524 | 4,500 | 4,451 | 4,384 | 4,346 |

### ②　中学校

単位：人

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 秋多中 | 616 | 604 | 605 | 582 | 571 | 553 | 549 | 553 | 562 |
| 東中 | 524 | 523 | 530 | 538 | 553 | 577 | 553 | 541 | 520 |
| 西中 | 343 | 341 | 331 | 298 | 292 | 286 | 292 | 295 | 285 |
| 御堂中 | 263 | 289 | 311 | 327 | 340 | 360 | 368 | 366 | 378 |
| 増戸中 | 227 | 232 | 237 | 233 | 254 | 266 | 289 | 282 | 275 |
| 五日市中 | 332 | 308 | 303 | 306 | 308 | 300 | 296 | 300 | 271 |
| 中学校 | 2,305 | 2,297 | 2,317 | 2,284 | 2,318 | 2,342 | 2,347 | 2,337 | 2,291 |

### ③　小中学校

単位：人

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小中総計 | 7,037 | 6,950 | 6,906 | 6,852 | 6,842 | 6,842 | 6,798 | 6,721 | 6,637 |

平成25年までの数値は、5月1日の在籍児童・生徒数。
平成26年以降の数値は、平成25年5月1日の児童・生徒数を学年進行させ、新入生については、住民基本台帳を基に、全員が住所地の指定学校に就学することとし算出しています。

## （３） 学校施設

### ① 小学校

平成25年5月1日現在

| 番号 | 学校名 | 建物敷地面積（㎡） | 屋外運動場（㎡） | 校舎面積（㎡） | 体育館（㎡） | プール（m×m） | | 教室数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 高学年 | 低学年 | 普通教室 | 特別教室 |
| 1 | 東秋留小 | 9,754 | 6,391 | 4,119 | 591 | 10×25 | | 17 | 11 |
| 2 | 多　西小 | 6,267 | 10,910 | 3,724 | 591 | 10×25 | | 18 | 7 |
| 3 | 西秋留小 | 8,746 | 10,481 | 3,365 | 591 | 10×25 | | 14 | 10 |
| 4 | 屋　城小 | 8,038 | 10,226 | 3,260 | 601 | 11×25 | 6×10 | 12 | 12 |
| 5 | 南秋留小 | 7,363 | 9,000 | 3,925 | 601 | 10×25 | 6×8 | 18 | 10 |
| 6 | 草　花小 | 8,136 | 9,409 | 4,960 | 601 | 10×25 | | 24 | 10 |
| 7 | 一の谷小 | 9,300 | 7,401 | 3,180 | 601 | 10×25 | | 9 | 9 |
| 8 | 前　田小 | 7,557 | 7,207 | 3,662 | 601 | 10×25 | | 12 | 14 |
| 9 | 増　戸小 | 5,155 | 9,286 | 4,223 | 615 | 10×25 | | 18 | 12 |
| 10 | 五日市小 | 5,768 | 9,646 | 4,908 | 765 | 11×25 | | 19 | 12 |
| 計１０校 | | 76,084 | 89,957 | 39,326 | 6,158 | | | 161 | 107 |

### ② 中学校

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 秋多中 | 7,943 | 15,130 | 5,464 | 1,045 | 11×25 | | 16 | 26 |
| 2 | 東　中 | 8,855 | 12,269 | 6,411 | 900 | 11×25 | | 18 | 19 |
| 3 | 西　中 | 8,273 | 16,160 | 5,017 | 1,037 | 11×25 | | 10 | 18 |
| 4 | 御堂中 | 7,928 | 15,877 | 4,445 | 1,065 | 11×25 | | 10 | 15 |
| 5 | 増戸中 | 5,447 | 8,131 | 3,875 | 848 | 13×25 | | 7 | 18 |
| 6 | 五日市中 | 7,888 | 11,593 | 4,827 | 970 | 13×25 | | 12 | 20 |
| 計６校 | | 46,334 | 79,160 | 30,039 | 5,865 | | | 73 | 116 |

## （４）　生涯学習関連施設

平成25年5月1日現在

| 名　　称 | 所 在 地 | 開設年月 | 面積規模(㎡) | 内　　容 |
|---|---|---|---|---|
| 中央公民館 | 二宮683 | （本館）<br>昭和50年8月<br>（別館）<br>平成16年10月 | （本館）<br>2,096<br>（別館）<br>923 | 本　館－団体活動室、ロビー、市民ギャラリー<br>研修室（４室）、和室（２室）、実習室<br>集会室、準備室、小会議室<br>別　館－研修室（５室）、第２工作室、音楽室<br>保育室<br>別　棟－第１工作室 |
| 秋川キララホール | 秋川1-16-1 | 平成元年4月 | 3,580 | 客席数　７０２席（うち車椅子用２席）<br>楽屋（３室）、リハーサル室（１室） |
| あきる野ルピア | 秋川1-8 | 平成7年10月 | 2,793 | ルピアホール、展示室、ルピア会議室<br>ルピア集会室、ルピア産業情報研修室 |
| 五日市郷土館 | 五日市920-1 | 昭和56年11月 | 907 | 展示室、収蔵室、研修室 他 |
| 二宮考古館 | 二宮1151 | 平成2年8月 | 337 | 展示室、収蔵室 他 |
| アートスタジオ五日市 | 戸倉300 | 平成5年4月 | 247 | 版画制作工房 他 |
| 中央図書館 | 秋川1-16-2 | 平成19年8月 | 3,477 | 蔵書数　242,485冊 |
| 東部図書館エル | 野辺39-27 | 平成17年8月 | 1,375 | 蔵書数　82,149冊 |
| 五日市図書館 | 五日市368 | 昭和53年10月 | 823 | 蔵書数　112,698冊 |
| 中央図書館<br>増戸分室 | 伊奈1157-5 | 昭和59年4月 | 256 | 蔵書数　82,560冊 |
| 秋川体育館 | 二宮683 | 昭和54年5月 | 5,953 | 大体育室、小体育室、第1トレーニング室<br>第2トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場 |
| 五日市ファインプラザ | 伊奈859-3 | 平成3年6月 | 5,477 | 室内プール、体育室、武道場、トレーニング室<br>第1研修室、第2研修室、第3研修室、幼児体育室 |
| あきる野市民プール | 原小宮353 | 昭和56年7月 | 2,978 | 屋内　25mプール<br>屋外　流水プール、スライダープール、<br>25mプール、幼児プール |
| いきいきセンター | 雨間1946 | 平成4年10月 | 1,153 | 水着リフレッシュゾーン、トレーニング室<br>サウナ室、男女小浴場、集会室 |
| 油平クラブハウス | 油平92-7 | 平成18年4月 | 353 | 和室2室（大1室、小1室）、第1・第2会議室 |
| 総合グラウンド | 二宮東<br>1-11-2先 | 昭和45年4月 | 61,029 | テニスコート（クレー）　6面、野球場　2面<br>ソフトボール場　3面、少年野球場　1面<br>クラブハウス　1棟 |
| 玉見ヶ崎<br>レクリエーション広場 | 小川東1-5先 | 平成5年5月 | 8,004 | テニスコート（クレー）　4面、運動広場 |
| 市民運動広場 | (野球場)<br>二宮702-1<br>(相撲場)<br>二宮670-5 | (野球場)<br>昭和52年4月<br>(相撲場)<br>昭和57年4月 | 16,845 | 野球場　2面、相撲場　2面 |
| あきる野市民球場 | 原小宮353 | 昭和59年4月 | 16,500 | 野球場　1面（夜間照明　6基） |
| 山田グラウンド | 山田1-1 | 昭和62年4月 | 9,891 | テニスコート（砂入り人工芝）　2面<br>野球場 1面管理棟 1棟 |
| 小和田グラウンド | 小和田8 | 昭和62年4月 | 24,254 | ソフトボール場　4面、休憩場　1棟 |
| グリーンスポーツ公園 | 雨間1946 | 昭和54年4月 | 1,449 | テニスコート（砂入り人工芝）　2面<br>ランニングバーン　1コース |
| グリーン運動広場 | 切欠1857先 | 昭和54年4月 | 16,310 | 少年野球場　3面（A面のみ少年サッカー可） |

## 資料６　　関係法令

### 教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

３　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（義務教育）

第五条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

３　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

４　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

２　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、そ

の自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

２　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

（教育行政）

第十六条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

２　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

３　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

４　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第十八条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

## 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

（平成二年六月二十九日法律第七十一号）

最終改正：平成一四年三月三一日法律第一五号

（目的）

第一条　この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条　都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一　学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二　住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三　地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四　住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五　地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

２　都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準）

第四条　文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

２　文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（地域生涯学習振興基本構想）

第五条　都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

２　基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二　前項に規定する地区の区域に関する事項

三　総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四　前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五　その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

３　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

４　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

５　文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一　当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。
二　当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
三　その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。
６　文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。
７　都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
８　第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。
（判断基準）
第六条　判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
二　前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
三　総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
四　生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
五　生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
２　文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
３　文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。
第七条　削除
（基本構想の実施等）
第八条　都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。
２　文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
３　経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
４　前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
５　前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
第九条　削除
（都道府県生涯学習審議会）
第十条　都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
２　都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
３　都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
４　前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
（市町村の連携協力体制）
第十一条　市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。
附　則
（施行期日）
１　この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　施行日前に第百四十五条の規定による改正前の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「旧生涯学習振興法」という。）第五条第四項の規定による承認を受けた同条第一項の基本構想は、第百四十五条の規定による改正後の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「新生涯学習振興法」という。）第五条第六項の規定による通知があった同条第一項の基本構想とみなす。

２　施行日前に旧生涯学習振興法第七条第一項の規定による承認を受けた旧生涯学習振興法第五条第一項の基本構想は、新生涯学習振興法第五条第八項において準用する同条第六項の規定による通知があった同条第一項の基本構想とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに　これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一四年三月三一日法律第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**あきる野市教育基本計画（第２次計画）**

平成２６年３月発行

編集・発行　　あきる野市教育委員会
〒１９７－０８１４
東京都あきる野市二宮３５０番地
電話（０４２）５５８－１１１１（代）